

47. 101. 04

商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること

1. 地域の名称

(1) 地域の名称は、地理的名称を広く含むものである。さらに、地域名の愛称や雅称は地域を特定できるものとして一般的に用いられているものであれば、原則として、地域の名称として認めることとする。

(2) 複数の地域の名称を含むもの

例えば、以下の場合、複数の地名をその構成中に含むものであるが、このような場合も「地域の名称」として認める。

① 「武蔵岩槻どじょう」（地域：埼玉県さいたま市岩槻区）

旧国名である「武蔵」の地域内にさいたま市岩槻区は、包含されることから、地域を特定できる。

② 「市川浦安海苔」（地域：千葉県市川市、同浦安市）

隣接する市であり、地域を特定できる。

③ 「川越竹間沢紬」（地域：埼玉県入間郡三芳町竹間沢）

「川越」の文字部分は、江戸時代の川越藩に由来するものであり、「竹間沢」地区は旧藩領にあることから、地域を特定できる。

2. 普通名称

指定商品（役務）との関係で、普通名称であるか否かを判断するものとする。

指定商品（役務）の名称と同一又は、その略称又はその俗称の場合に普通名称と判断するものとする。

例えば、指定商品「さつまいも」について商標「さつまいも」、指定商品「伊予柑」について商標「いよかん」などは、全体として商品の普通名称であり、地域団体商標の登録を受けることはできない（商標法第3条第1項第1号）。

全国各地において同一名称で栽培、生産されているような商品及び全国各地で同一名称で提供されるような役務は、全体で商品（役務）の普通名称と考えられる。

3. 種苗法に基づく品種登録中の品種の名称

種苗法に基づく登録品種の名称は、商標法第4条第1項第14号の規定により登録されない。この場合、種苗法上の育成者権を持つ者と地域団体商標登録出願の出願人が同一であっても登録を受けることはできない。

4. 色彩を付した文字のみで表した商標について

色彩も標章の構成要素（商標法第2条第1項柱書）であるから、文字と色彩の組み合わせからなるものは、地域団体商標として登録されない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）」の審査基準](#)